

4. 枝村家文書

枝村家は厚狭村において代々酒造業を営んでいたが、明治廃藩とともに当時在世の枝村友吉は吉田村に移りさらに妻の実家阿知須村に移り住むとともに自分は官員となって四国地方へ奉職し、やがて帰県して都濃郡、佐波郡に奉職した。その次代枝村時太郎は医学を学び開業したが、さらに保険医としての勤務も永かった。今般古刊本及び内外の医学・生物学・統計学に亘る 460余冊が当主枝村靖氏の好意と近親阿知須町の片山浩太郎氏の協力によって寄贈された。その中本書採録のものは先代友吉の官員としての担当であった地方土木に関する文書、すなわち当時の内務省土木寮に属する土木制度・行政・施工に関する資料のほか、西洋風巻筒煙草について外人エデロセルに推問し起業化を考えた珍しい記録もある。

諸辞令纏（郡吏）（16通）

都濃郡役所 明治19年 状紙360cm 1 巻袋入 1 袋

〔官省県庁布告達簿〕

枝村友吉集録 明治8～21年 半紙210枚仮綴 1 冊

○郡区諸工事施行方について○郡区役所修繕について○道路堤防修理について
 ○土地測定実施計算法及勾配表○明治7年取調山口県内道路河川橋梁概表○土
 木費支辨規則説明○河港道路其他工事所等級調査心得書○道路掃除補理手続○
 土木費支辨方法諮問○山口市申釘其他代価附○道路掃除之儀○水害表仕出達
 （明治7年）○道路等級定改正達（明治9年）○官有地動植物投票手続（明治
 10年）○土地変換手続○道路補理掃除手続（明治10年）○道路並木松投票払ニ
 付達（明治10年）○民費通牒調成心得書（明治11年）○官費營工事二期区別手
 続○大小区取扱所ノ廢シ郡区役所設置布告（明治12年）○郡区長經由申達事項
 指示（明治13年5月）○区町村会報相定布告（明治13年4月）○租税滞納者処
 分ニツキ布告（明治10年）○水車營業稅布告○土木施行手続○証印稅規則改正
 告示○堤塘使用人心得書相定○官有川敷寄洲川沼池等ハ私下貸下ヲナサズ布達
 ○郡区長委任事項件毎説示（明治19年）○郡区役所職規程通則○地方官々制○
 改正河港道路橋梁其他修築工費計帳及金高帳書式○当県布令式○改正県庁内組
 織○国県道新設變換ノモノノ築造保存法取調○更正郡区役所職務規程通則○海
 面悪水吐樋調査表（明治14年）○当役所（佐波郡）処務細則ノ内土木地理事務
 章程○自費ヲ以テ道路渡津ヲシタルモノノ通行錢徵集方ニ付布達○河港堤塘
 ノ工事資料取調事項布達○道路補理掃除手続（明治17年）○土木工事請負手続
 改正原案○修理工事中取締之件ニツキ戸長役場へ訓示案（明治21年）○山野火
 入取締規則○佐波郡堀村道路見積○工事請負過怠金三件ニ付伺○工事仕様書

雑集簿

枝村友吉 明治12～14年 半紙32枚本綴 1 冊

○官有地附木私下方通牒○山口県各郡区町村島浦獨立聯合一見表○官役人夫死
 傷檢死等同○地方稅施行府県會設立一件○工事請負御約定書雛形○工事御委託
 ニ付御請書

官省県庁布告達書

枝村友吉写 明治9～11年 半紙56枚本綴 1 冊

○工事死傷取扱規則○土木係出張中心心得書○水量標關係費及其府県○御冥加米
 銀納被差留候○港湾道路修築1ケ年目途經費自今地方預金ヲ以テ可相渡候事○
 内務省地理學領収可相成各種上納金相達○河川渡船場制札建設費支払方聞届候
 ○地方工事投票詐略取締相達○神社神官取締扱及經費取調通達○土木係事務章
 程○府県事務章程

編輯録

枝村友吉 明治10年 半紙108枚本綴 1 冊

○内務省日誌第30号熊谷県○山口県9年4月4日伺○日本国史略抜書○土木目
 論見必携録（明治9年，名東県）○国史略卷一抜書○阿波玉名西郡東西覺円村
 新堤築造ニ付老反歩課出記録○同前訴状裁決書○同前苦情村列記○吉野川支川

江川土木経費別途御下金伺○東西覚円村并高瀬高城両所堤新築造ノ順序○江川
 土木工費別途御下金之儀ニ付再伺○吉野川支源銅山川水理一名山川川○二等川
 ヲ提要概略○高知県管下土佐国吉野川水原調○阿波国10郡川筋原流長短録 ○
 〔御雇和蘭工師の工事現場見習意見書〕○国道○内事便覧ノ内書抜○前原一誠
 ヲリ徳山有志ヘ投書ノ写○地方官會議案

官省県庁布告達書

枝村友吉書写 半紙74枚本綴 1冊

○治水修路ニ属スル橋梁樋門等ノ木石鉄物等払下代金ハ土木寮へ上納可致事○
 水害表調査概則

丸尺ノ表

枝村友吉〔明治10年〕半紙30枚本綴 1冊

正院内務布告綴

枝村友吉 半紙181枚仮綴（名東県用罫紙使用） 1冊

○大蔵省土木布達（明治4年）○水理堤防等之儀ニ付当2月及布告条目換カ相
 廢シ更ニ左ノ通（太政官，明治4年）○河港道路修築規則（明治6年7月）○
 収納取下ケ全規則（大蔵省，明治6年）○土木寮官員各府県庁在勤地方水政事
 務取扱心得規則（明治5年5月）○水政費書上げ（明治6年，丸亀県，名東県）
 ○河港道路橋梁工事取調帳（明治5～6年，名東県）○高知県明治9年分歳入
 控 ○全国各府県別道路河港経費目途金控 ○内務省職制及事務章程（明治7年）
 ○内務省処務順序（明治7年）○府県職制 ○地方官會議ニ付傍聴規則（明治8
 年5月）○地方官會議ニ書記官ノ朗読セル道路附橋梁ノ議案（明治8年6月）
 ○地方官會議上京滞在中ノ件通達（明治8年6月）○土木建築ニ付通牒3件
 （明治8年9月）○従来租税ヲ國稅，府縣稅ニ分チ改ム（明治8年9月）○府
 県條例ヲ廢シ府県制并事務章程ヲ定ムル達（明治8年12月）○内務省土木寮関
 係通牒10数件（明治7～8年）○府県預ケ米金出納規則○河港道路経費金渡方
 及一村限金高帳差出ニ付達（明治7年12月）○御用物御用状遞送凡例（明治7
 年11月）○内務省大蔵省土地処分之権限○道路模様替之儀ニ付伺（明治8年12
 月）○明治8年土木頭ノ土木事業経過報告（明治8年12月）○土木図面調製報
 告○道路分類等級改正ニ付改カ伺出達（明治9年6月）○河港道路経費金渡方并
 一村限金高帳差出方規則（明治9年6月）○区町村金穀公借共有物取扱，土木
 起功規則（明治9年10月）○官制についての布告通達数件○府県稅民費を改め
 て地方稅としその規則を定む（明治11年7月）

〔勾配線と土積に付指示案〕

〔明治10年〕半紙1枚袋入 1袋

土木費小科目流用支弁ノ件伺扱

阿武見島郡會計 明治19年 半紙2枚袋入 1袋

別途費請求之件付再申

〔明治10年〕半紙1枚袋入 1袋

〔水路普請ニ付伺案〕

〔明治10年〕 半紙1枚袋入 1袋

検見仕法写取

枝村 文化12年写 半紙四半横30枚本綴 1帳

西洋風巻筒煙草起業之儀ニ付伺

枝村友吉 明治11年9月 半紙6枚仮綴袋入 1袋

西洋風巻筒煙草起業之儀ニ付伺、附筒巻煙草諸入費上申

枝村友吉 明治11年9月 半紙3枚袋入 1袋

西洋風巻筒煙草ニ付推問

枝村友吉 明治11年 半紙袋入 2袋

西洋風巻筒煙草ニ対スル書留

高島嘉右衛門 明治11年1月 半紙1枚袋入 1袋

西洋風巻筒煙草云々推問答辨訳文

エデロセル 明治10年1月 半紙1枚袋入 1袋

易卜

藤井金臯 明治18~19年 半紙240cm 1枚袋入 1袋